

男女共同 参画推進本部 ニュース

No.21 2007.2.15



JICA「男女共同参画推進セミナーⅡ」の参加者

Contents

- P.1**
- 「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定
 - 「両立支援・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進が企業等に与える影響に関する報告書」を公表
- P.2**
- 男女共同参画会議議員の任命について
 - 「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」について
 - 平成18年版少子化社会白書を公表
 - 「第51回国連婦人の地位委員会(CSW)に向けた意見交換会」の開催
- P.3**
- JICA「男女共同参画推進セミナーⅡ」を実施
 - 「国立女性教育会館・韓国両性平等教育振興院協定締結記念シンポジウム」の開催
- P.3**
- 男女共同参画宣言都市記念式典(埼玉県北本市)の開催
 - INFORMATION
 - 平成19年度「男女共同参画週間」の標語を募集しています
- P.4**
- 「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」の開催について
 - 2007男女共同参画フォーラムin佐賀
 - 男女共同参画宣言都市記念式典(福岡県八女市)
 - 法的なお困りごとは法テラスへお電話を！
 - 平成19年度 均等・両立推進企業表彰～ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業を募集しています～
 - 「第20回農山漁村女性の日記念行事」のお知らせ



国内本部機構の活動状況

「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定

平成18年12月25日、女性の再チャレンジ支援策検討会議では、女性の再就職・起業等の総合的な支援策である「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定し、更なる施策の強化を図りました。

現在、我が国の女性の就業希望者(25～54歳)は約245万人(平成17年)であり、多くは子育て中や子育て後の女性です。こうした女性の多くは条件を整えば再就職したいと考えていますが、実際には、賃金や勤務時間等の条件が合わない、年齢制限がある、技術・経験が不足している等、様々な事情により、希望に沿った再就職が難しい状況にあります。

今回の改定では、再チャレンジに必要な子育て支援等の充実、学習・能力開発支援の推進、きめ細かい再就職支援の推進等、施策の充実を図り、配偶者からの暴力の被害者等困難な状況に置かれた女性の自立支援についても新たに盛り込みました。また、再就職等の実現後も女性の再チャレンジが継続した実りあるものとなるよう、仕事と生活の調和(ワー

ク・ライフ・バランス)やパートタイム労働者等の均等処遇の推進にも留意することとしました。

関係施策については、再チャレンジ支援総合プランにも盛り込まれており、今後、女性が再チャレンジ可能な社会の実現に向けて、関係府省が連携して一層取組を進めていきます。

なお、本プランの詳細につきましては、内閣府男女共同参画局のホームページをご覧ください。

(<http://www.gender.go.jp/saisien/index-sa.html>)

「両立支援・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進が企業等に与える影響に関する報告書」を公表

男女共同参画会議の「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」では昨年12月に「両立支援・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進が企業等に与える影響に関する報告書」を取りまとめました。

本報告書は企業が取り組む両立支援や雇用者のワーク・ライフ・バランスの促進、女性の登用などが企業(職場)のマネジメントにどのような影響を与えるのかに焦点をあてて検討を行ったものです。

報告書では、仕事と子育ての両立支援やライフステージに応じてワーク・ライフ・バランスが図られる

ような取組は、既婚・未婚問わず男女双方にとって仕事への意欲や満足度を高めたり、仕事の進め方の見直しやサポートする職員の能力向上等にもつながることから職場にもメリットを与えること等が示されています。

なお、本報告書の詳細につきましては以下を御覧ください。

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/syosika/houkoku/index-work.html>

男女共同参画会議議員の任命について

男女共同参画会議有識者議員の任期満了に伴い、平成19年1月6日付けで以下の12名の方が男女共同参画会議議員に新たに任命されました。

(50音順、敬称略)

岩田喜美枝(株式会社資生堂取締役執行役員)、植本眞砂子(日本労働組合総連合会副会長)、内永ゆか子(日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員)、帯野久美子(株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役)、鹿嶋敬(実践女子大学教授)、勝俣恒久(東京電力株式会社取締役社長)、加藤さゆり(全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)、神津カンナ(作家)、佐藤博樹(東京大学教授)、袖井孝子(お茶の水女子大学名誉教授)、橋木俊詔(京都大学教授) 谷本正憲(石川県知事)

「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」について

内閣府男女共同参画局は、平成18年10月～11月に、配偶者等から暴力を受けた被害者を対象に、被害者の置かれている状況、自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調査を実施し(回答799人)、その結果を平成19年1月に公表しました。

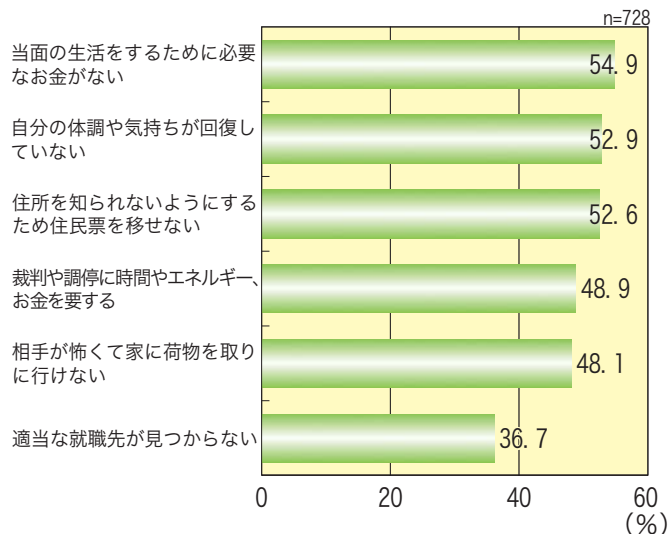
調査によると、配偶者等から暴力を受けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)等となっており、一人で複数の困難を抱えていました。

現在、7割弱の被害者が働いていますが、その約3分の2はパートタイム等です。子どもと同居している人が約8割にもかかわらず、1か月当たりの収入(生活保護や児童扶養手当等も含む)は、回答者の3人中2人が15万円未満と答えています。

調査結果からは、被害者の自立や心身の健康回復のためには、様々な面から支援を行うことが必要であることが改めて浮き彫りとなりました。

<http://www.gender.go.jp/dv/research-index.html>

離れて生活を始めるに当たっての困難(複数回答)



平成18年版少子化社会白書を公表

内閣府は、平成18年版少子化社会白書を先般の第165回国会(臨時会)に提出し、公表しました。

本白書では、我が国の最近の少子化の現状を説明し、平成18年6月20日に少子化社会対策会議において決定された「新しい少子化対策について」の決定までの経緯、その大きな柱である「子どもの成長に応じた子育て支援策」、「働き方の改革」、「社会全体の意識改革」の内容、さらに海外の少子化の動向について解説しています。

その中で、仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていないこと、出産等により失われる機会費用やキャリアの問題が大きいこと、日本の家事・育児の父親の参加率が低いこと等が、働く女性の出産等に対する消極的な姿勢の原因となっていることなどが取り上げられ、仕事と子育ての両立支援の推進や、男性を含めた働き方の見直しの必要性などが指摘されています。

なお、詳細は下記アドレスをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/index-w.html>

「第51回国連婦人の地位委員会(CSW)に向けた意見交換会」の開催

平成19年1月22日に、内閣府と外務省の共催により、「第51回国連婦人の地位委員会(CSW)に向けた意見交換会」が、開催されました。

同会合では、国連婦人の地位委員会日本代表である目黒依子・上智大学教授より、会合への抱負や開催経緯についてご説明いただいた後に、次期委員会の主なテーマである「女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃」と「男女共同参画を実現するための男性と男児の役割」について、政府の主な取組の紹介や、一般公募で会合に参加したNGO・個人等との意見交換が行われました。

参加者からは、ワーク・ライフ・バランスの推進や、男性・男児の意識改革、女兒に対する暴力につながりかねない有害な図書、インターネット、携帯サイト等の規制の取組の重要性など、活発な発言がなされました。

JICA「男女共同参画推進セミナーⅡ」を実施

平成18年11月7日から12月9日まで、「男女共同参画推進セミナーⅡ」が実施されました。このセミナーは開発途上国における男女共同参画に関するナショナル・マシーナリー（国内本部機構）の機能強化や、男女共同参画の推進及び女性の地位向上に貢献することを目指し、国際協力機構(JICA)を実施機関として、1990年度より開催しているODA事業（研修員受入事業）で、今年度はアジア、大洋州、アフリカ等10カ国から10名の参加がありました。

研修員は、セミナーを通じて、日本政府の関連施策や、熊本県等地方自治体やNGOにおける取組についての講義を受けるとともに、討論・視察、自国の取組み等についての研修員間での活発な情報・意見交換等を行いました。また、それらを踏まえ、帰国後の男女共同参画推進に係るアクション・プラン（行動計画）を各々作成しました。

研修員が、帰国後それぞれの職場で日本で学んだことを実行に移すことを通じて、各国の男女共同参画がさらに推進されることが期待されます。

「国立女性教育会館・韓国両性平等教育振興院協定締結記念シンポジウム」の開催

平成18年12月2日、国立女性教育会館において、同会館と韓国両性平等教育振興院（KIGEPE）の交流・協力協定締結記念シンポジウムが開催されました。最初に、キム・ジェイン院長が「韓国における公務員の両性平等リーダー教育」をテーマに、韓国社会の男女平等参画の推進状況と、両性平等教育・研修について基調講演を行いました。

次に、原麻里子氏（ジャーナリスト）の司会で、キム院長、香川恭子広島市女性教育センターWEプラザ館長、神田道子理事長をパネリストに、多様な立場から男女共同参画を推進していくことの意義や魅力的なプログラムやリーダー研修の重要性について、女性関連施設の役割とともに、語られました。韓国における国会議員や政府高官を対象とした研修プログラムや、映像メディアと協力してドラマを教材として活用する手法も紹介されました。

全国の女性関連施設職員や市民参加者との討議では、男女共同参画をすすめるリーダーを増やすために、行政や女性施設、団体や企業が連携する取組の重要性が語られました。

男女共同参画宣言都市記念式典(埼玉県北本市)の開催

内閣府及び北本市は、平成18年11月19日に北本市文化センターにおいて「男女共同参画宣言都市記念式典」を開催しました。

主催者である内閣府と北本市長からのあいさつの後、参画都市宣言文訓読が行われました。その後、内閣府からの男女共同参画社会の実現に向けた政策の取り組みの報告、フリーアナウンサーの広瀬久美子氏による「女の器量・男の器量」と題した記念講演が行われました。



INFORMATION

平成19年度「男女共同参画週間」の標語を募集しています

男女共同参画局では、6月23日から29日まで実施する「男女共同参画週間」の趣旨を広く浸透させるため、次のとおり標語を募集します。

1 募集内容

男女共同参画をテーマにした標語。特に、仕事と生活（家庭・地域）の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するような標語を募集します。

2 応募資格

個人のみ。応募作品は、未発表の自作のものに限ります。

3 応募期間

2月23日(金)まで必着

4 応募方法

官製ハガキ、電子メール、ファクシミリ1通につき1作品を記入し（何通でも可）、住所・氏名・年齢・性別・電話番号をご記入の上、下記宛先までお送り下さい。応募作品はお返しいたしません。

5 審査等

内閣府において審査を行い、入賞作品（最優秀賞1作品、優秀賞2作品）を決定します。入賞作品は、応募者ご本人に通知し、記念品をお送りします。最優秀作品は、「男女共同参画週間」のポスター等に使用するほか、平成19年6月29日(金)に開催予定の「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において表彰します。なお、入賞作品の著作権は、内閣府に帰属します。

宛先：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課「標語募集係」あて
FAX:03-3581-9566 <http://www.gender.go.jp>

「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」の開催について

国立女性教育会館では、3月8日(木)から9日(金)の1泊2日で、大学・短大において女子学生のキャリア教育・就職支援に関わる教職員を対象に、「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」を開催いたします。

経済社会の急速な変化に対応できる資質や能力の育成が、男女ともに求められていますが、ここでは特に女性のキャリア形成支援に焦点をあて、実践的なセミナーを行います。今年度2回目の本セミナーも、全学的に取り組むきめ細やかな支援体制や、個々の学生のモチベーションを高める対応等、魅力的で先進的な大学・短大の取り組み事例を提供します。参加者同士の情報交換やグループディスカッション等も盛り込み、現状や課題を整理しつつ、現場に即した解決の糸口を協働で探ることができるよう構成しています。

プログラム内容や申込方法等の詳細については、当会館ホームページ<http://www.nwec.jp/>をご覧ください。どうか、事業課(0493-62-6711内線2110)までお問い合わせください。

2007男女共同参画フォーラムin佐賀

日時：3月10日(土)、11日(日)

場所：佐賀県立女性センター「アバンセ」

内容：[一日目]ワークショップ(子育て、DV等)、展示
[二日目]内閣府講演、慶應義塾大学名誉教授若男壽美子氏による基調講演「広げよう地域へ、男女共同参画の波」、分科会

問い合わせ先：佐賀県男女共同参画課

TEL 0952-25-7062

男女共同参画宣言都市記念式典(福岡県八女市)

日時：3月24日(土) 13:00～

場所：八女市町村会館

内容：記念講演、「男女が共に輝く一行詩」入賞者表彰など

問い合わせ先：福岡県八女市男女共同参画・子育て支援課

TEL 0943-23-1351(直)

日本司法支援センター



法的なお困りごとは法テラスへお電話を！

法的なトラブルでお困りのときには

おなやみなし

☎0570-078374

犯罪被害者支援ダイヤル ☎0570-079714

平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

へお電話ください。解決に役立つ情報を無料で提供いたします。

詳しくは法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>を御覧ください。

平成19年度 均等・両立推進企業表彰 ～ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業を募集しています～

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいふべき取組を推進している企業を表彰します。表彰の種類は

均等・両立推進企業表彰

○ 厚生労働大臣最優良賞

均等推進企業部門

○ 厚生労働大臣優良賞

○ 都道府県労働局長優良賞

○ 都道府県労働局長奨励賞

ファミリー・フレンドリー企業部門

○ 厚生労働大臣優良賞

○ 都道府県労働局長優良賞

○ 都道府県労働局長奨励賞

対象となるのは

「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業が表彰の候補となります。

応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、各都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXにて提出してください。電子申請も受け付けています。

応募期間は平成19年2月1日～3月31日です。

その他

実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>)をご覧ください。

「第20回農山漁村女性の日記念行事」のお知らせ

全国から農山漁村の女性が参集して、「農山漁村女性の日」の日記念行事が3月7日に開催されます。今年度は「男女に助け合い、みんなで創ろう、新しい農山漁村」をキャッチフレーズに、農林漁業及び農山漁村生活の充実と開発に優れ、男女共同参画推進のために積極的な活動をしている女性の個人または集団を表彰する農山漁村女性チャレンジ活動表彰や、シンポジウムとして「男性から女性に伝えたいこと、女性から男性に伝えたいこと」をテーマとしたパネルディスカッションを行います。

日時：平成19年3月7日(水) 10:00～15:00

場所：日比谷公会堂(東京都千代田区)

問い合わせ先：(社)農山漁村女性・生活活動支援協会
電話 03-5777-5383

編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL: 03-5253-2111(代) FAX: 03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>